

町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業 基本協定書(案) 新旧対照表

No	頁	条	1	事業契約書(案)(2024年4月1日公表)	頁	条	1	事業契約書(案)(修正版)(2024年7月4日公表)
1	38	別紙1	(8)	「募集要項等」とは、2024年4月に市が公表した本事業の事業者公募における書類一式をいう。具体的には、募集要項、要求水準書等、事業者選定基準、事業契約書(案)、基本協定書(案)、様式集及び公募後にこれら資料に関して受け付けた質問に対する市の回答をいう。	38	別紙1	(8)	「募集要項等」とは、2024 年 4 月に市が公表した本事業の事業者公募における書類一式をいう。具体的には、募集要項、要求水準書等、事業者選定基準、事業契約書(案)、基本協定書(案)、様式集及び公募後にこれら資料に関して受け付けた質問及び個別対話に対する市の回答をいう。
2	53	別紙5		1 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	2	別紙5		1 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方 ・設計及び建設・工事監理業務のサービス対価に係る割賦手数料は、金利変動に基づき、10年後に改定を行う。 ・金利変動に基づく割賦手数料の改定は、基準金利を10年後に見直すこととし、基準金利の改定は、公共施設等の引渡予定日の10年後の2営業日前の東京時間午前 10 時 30 分現在の東京スワップレート(TONA 参照)・リフィニティブのコード”JPTSRTOA=RFTB”に揭示されている TONA ベース5年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を 0%とする。